

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第3項の規定に準じて、三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業の実施方針を公表する。

令和8年2月20日

三木市長 仲田 一彦

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針

三木市は、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力を活用し、効率的な事業実施を図るため、三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業をPFI法に定められる手続に準じて、DBO方式（Design:設計、Build:施工、Operate:運営）により実施する。

本実施方針は、特定事業の選定及び特定事業を実施する落札者の選定を行うに当たり、本事業に関する市の方針を定めたものである。

目 次

用語の定義

第1章 特定事業の選定に関する事項	1
第1節 事業内容	1
第2節 民間事業者が実施する業務の範囲	4
第3節 市が実施する業務の範囲	5
第4節 特定事業の選定	6
第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
第1節 募集及び選定スケジュール（予定）	7
第2節 応募者の参加資格要件	7
第3節 民間事業者の審査及び選定	10
第4節 応募に係る提出書類	12
第5節 落札者決定後の手続	12
第6節 提出書類の取扱い・著作権	13
第7節 費用負担	13
第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
第1節 想定されるサービスの水準・仕様	14
第2節 リスク分担及びその考え方	14
第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	15
第1節 施設の立地条件	15
第2節 計画処理量	15
第5章 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	16
第6章 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	16
第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	17
第1節 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項	17
第2節 財政上及び金融上の支援等に関する事項	17
第3節 その他の支援に関する事項	17
第8章 その他特定事業の実施に関する必要事項	17
第1節 議会の議決	17
第2節 留意事項	17
第3節 実施方針に関する問い合わせ	18

- 添付資料1 : 事業計画地の位置
- 添付資料2 : 契約形態
- 添付資料3 : 事業に係るリスク分担（案）
- 添付資料4 : 実施方針に関する意見・質問書

用語の定義

本実施方針で用いる用語を次のとおり定義する。

- (1) 「本事業」とは、三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
- (2) 「本施設」とは、本事業で整備するメタン発酵施設、焼却施設及びリサイクル施設をいう。
- (3) 「可燃ごみ処理施設」とは、メタン発酵施設と焼却施設で構成されるハイブリッド方式を採用した施設をいう。
- (4) 「メタン発酵施設」とは、可燃ごみを機械選別し、メタン発酵に適したごみをメタン発酵する施設をいう。
- (5) 「焼却施設」とは、可燃ごみの選別残渣、メタン発酵後の脱水残渣及びし尿処理施設で排出される脱水汚泥（し渣を含む）等並びに災害廃棄物の処理を行う施設をいう。
- (6) 「リサイクル施設」とは、市において排出されるペットボトルの処理、あらごみ、紙パック、小型家電、古紙、蛍光灯・乾電池の保管を行う施設をいう。
- (7) 「要求水準書」とは、本事業の入札において市が公表した本事業に関する募集要項のうち、要求水準書及びこれに関する質問回答をいう。
- (8) 「技術提案書等」とは、本事業の入札公告の募集要項により提出される技術提案書、非価格要素提案書及び事業計画書をいう。
- (9) 「民間事業者」とは、本事業を委ねる事業者として選定された企業又は企業グループをいう。
- (10) 「運営事業者」とは、本施設の運営業務を行う事業者をいう。
- (11) 「建設工事請負事業者」とは、単独又は共同企業体により本施設等の設計・施工業務を行う事業者をいう。
- (12) 「共同企業体」とは、本施設等の設計・施工を目的として結成された特定建設工事共同企業体をいう。
- (13) 「応募者」とは、本事業に応募する企業又は企業グループをいう。
- (14) 「構成企業」とは、入札参加者を構成する企業をいう。
- (15) 「施設整備費」とは、市が建設工事請負事業者へ支払う設計・施工業務の対価をいう。
- (16) 「運営費」とは、市が運営事業者へ支払う運営業務の対価をいう。
- (17) 「入札説明書」とは、本事業の入札に当たり市が公表した入札説明書及びこれに関する質問回答をいう。

第1章 特定事業の選定に関する事項

第1節 事業内容

1.1 事業名称

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業

1.2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

1.3 公共施設等の管理者

三木市長 仲田 一彦

1.4 事業予定地

兵庫県三木市加佐地内（三木市清掃センター隣接地）

1.5 事業の目的

本事業は、三木市において排出される可燃ごみ等及び災害廃棄物の焼却処理を行う可燃ごみ処理施設、ペットボトルの処理及びあらごみ等の保管を行うリサイクル施設の設計・施工・運営を行うものである。本施設は、令和14年4月に供用が開始され、20年間にわたって運営が行われることを予定している。

DBO方式により本施設を整備し、同施設の完成後、20年間にわたって運営することで、本施設の有効かつ効率的な整備と長期間にわたる良好な運営を図り、循環型社会の形成を推進することを目的とする。

1.6 本施設の概要

1.6.1 可燃ごみ処理施設

- ・処理方式 : ハイブリッド方式（メタン発酵＋焼却）
- ・処理対象物 : 可燃ごみ、脱水汚泥（し渣を含む）、災害廃棄物
- ・計画処理量 : 16,956t/年（災害廃棄物を除く）

1.6.2 リサイクル施設

- ・処理を行うもの : ペットボトル
- ・保管を行うもの : あらごみ、紙パック、小型家電、古紙、蛍光灯・乾電池
- ・処理方式 : 選別・圧縮・梱包
- ・計画処理量 : あらごみ (2,341t/年)、ペットボトル (71t/年)、紙パック (5t/年)、古紙 (116t/年)、蛍光灯 (3t/年)、乾電池 (9t/年)

1.7 事業の概要

1.7.1 事業手法

本事業はDBO方式で実施する。本施設の整備については、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用する。

民間事業者は、単独又は共同企業体を設立し、本施設の設計・施工（以下「設計・施工業務」という。）を行う。

また、民間事業者は、20年間にわたって本施設の運転・維持管理・点検・補修等の業務（以下「運営業務」という。）を行う。なお、運営業務の実施に当たり、特別目的会社は設立しない。

1.7.2 契約の形態

- (1) 市と民間事業者は、添付資料2に示す形態の契約を締結する。
- (2) 市は、本事業について民間事業者に設計・施工業務及び運営業務を一体の事業として発注するために、本事業に係る基本協定及び基本契約（以下「基本契約等」という。）を民間事業者と締結する。
- (3) 市は、基本契約等に基づき、建設工事請負事業者と、本事業に係る建設工事請負契約（以下「工事請負契約」という。）を締結する。
- (4) 市は、基本契約等に基づき、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約（以下「運営業務委託契約」という。）を締結する。
- (5) 基本契約、工事請負契約及び運営業務委託契約の3つの契約をまとめて、以下「特定事業契約」という。

1.7.3 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- (1) 本施設の設計・施工期間 特定事業契約締結から令和14年3月31日
- (2) 本施設の運営期間 令和14年4月1日～令和34年3月31日

1.8 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を行うに当たって、必要とされる関係法令等を遵守するものとする。

1.9 事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは、次のとおりを予定している。

(1) 実施方針の公表	令和8年2月
(2) 特定事業の選定	令和8年6月
(3) 入札公告	令和8年7月
(4) 募集要項に関する質疑回答（第1回）	令和8年7月
(5) 資格審査の受付締切	令和8年8月
(6) 資格審査の結果の通知	令和8年8月
(7) 募集要項に関する質疑回答（第2回）	令和8年8月
(8) 競争的対話	令和8年9月
(9) 提案書類、入札書提出	令和8年10月
(10) 落札者の決定	令和8年12月
(11) 基本協定の締結	落札者の決定後速やかに
(12) 特定事業契約の締結	令和9年3月
(13) 設計・施工業務着手	令和9年4月
(14) 本施設の引渡し	令和14年3月31日
(15) 本施設の供用開始、運營業務開始	令和14年4月1日
(16) 契約終了	令和34年3月31日

なお、募集要項とは、本事業を実施する民間事業者の募集の開始に際して配布する次の書類である。

- (1) 入札説明書
- (2) 要求水準書
- (3) 様式集
- (4) 契約書（案）
- (5) 落札者決定基準 等

第2節 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。なお、民間事業者は、事業期間を通じ、市が行う行政手続等に対して協力するものとする。

2.1 設計・施工業務

- (1) 事前調査（追加で測量、地質調査等を行う場合）
- (2) 敷地造成工事
- (3) プラント工事
- (4) 土木建築工事
- (5) ユーティリティの確保
- (6) 試運転等
- (7) 許認可申請の手続
- (8) 循環型社会形成推進交付金の申請支援

2.2 運營業務

- (1) 受入管理業務
- (2) 運転管理業務
- (3) 維持管理業務
- (4) 環境管理業務
- (5) 情報管理業務
- (6) 関連業務
- (7) 事業終了時の取扱いについての協議

2.3 地域経済への貢献

民間事業者は、施工に際して積極的に地元企業へ工事及び資材調達の発注を行うこと。
また、点検・補修・消耗品の購入においても積極的に地元企業へ発注すること。
運営に際し地元雇用等への配慮を積極的に行うこと。

2.4 その他

民間事業者は、本事業に係る交付金の申請手続を含む行政手続に協力する。

第3節 市が実施する業務の範囲

市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

3.1 用地の準備

市は、本事業を実施するための用地を確保する。

3.2 処理対象物の搬入

市は、広く市民・排出事業者等に対してごみの分別搬入ルール等に関する啓発及び指導等を行うとともに、処理対象物の搬入を行う。

3.3 余剰電力の販売

市は、焼却施設での発電量から場内での使用電力量を除いた余剰電力を、電気事業者に売電する。ただし、売電量が民間事業者の提案値を超えた場合には、収入の一部を民間事業者インセンティブとして還元する。なお、民間事業者は、市が行う売電手続に際して必要に応じて支援を行うものとする。

3.4 本事業のモニタリング

市は、設計・施工業務及び運營業務について、継続的に事業の実施状況の監視を行う。

3.5 住民への対応

市は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を運營業務者の協力の元行う。

3.6 見学者への対応

本施設の見学者への対応は市が行う。運營業務者は、市が説明を行う際、施設の稼働状況及び環境保全状況等の説明に協力するものとする。

3.7 施設整備費及び運営費の支払い

市は、三木市財務規則に基づき、施設整備費を原則、出来高に応じて年度ごとに建設工事請負事業者へ、運営費を運営期間にわたって毎月、運營業務者に支払う。

運営費のうち、固定費については原則として均等払いとする。

3.8 その他

市は、本事業に係る交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。

第4節 特定事業の選定

次の考え方・手順に従い、PFI法に定められる手続に準じて、本事業を特定事業として選定する。

4.1 選定の考え方

次の2点を重視して、本事業を特定事業として選定する。

- (1) 民間事業者を支払う施設整備費及び運営費を含め、事業期間全体において市が負担する費用の総額について定量的評価を行い、市が自ら実施する場合と比較して公共財政負担の削減が見込めること。
- (2) 事業期間全体における責任分担及び公共サービスの水準について定性的評価を行い、市が自ら実施する場合と比較してリスクの低減及び公共サービス等水準の維持・向上が見込めること。

4.2 選定手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を市ホームページで公表する。

4.2.1 定量的評価の実施

事業期間全体において市が負担する支出の総額の評価

4.2.2 定性的評価の実施

- ・民間事業者に移転されるリスクの評価
- ・公共サービス等水準の評価

4.3 選定結果の公表

上記の評価に基づき本事業を特定事業として選定した場合は、評価の結果を評価の内容と併せて公表する。

第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

民間事業者の募集は、公平性及び透明性の確保、民間事業者における市の意向の理解促進並びに民間事業者の創意工夫発揮の観点から、総合評価一般競争入札で行う。

民間事業者の選定は、民間事業者が募集要項に規定する事業に参加するに足る資格を有しており、かつ、民間事業者の提案内容が、技術的観点から市が要求する性能要件を満足することが見込める内容であること等について、段階的に実施する。

第1節 募集及び選定スケジュール（予定）

現時点で計画している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、「第1章 第1節 1.9 事業スケジュール（予定）」に示すとおりである。

第2節 応募者の参加資格要件

応募者は、資格審査申請書の受付締切日において、次の資格要件を全て満たすこと。また、市は、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

2.1 応募者の構成

- (1) 応募者は、プラント設備の設計・施工を行う企業（メタン発酵施設、焼却施設、リサイクル施設）、土木・建築物の設計・施工を行う企業、運転及び維持管理を行う企業（メタン発酵施設、焼却施設、リサイクル施設）から構成されるものとする。
- (2) 焼却施設のプラント設備の設計・施工を行う企業が応募手続を行うこと。
- (3) 土木・建築物等の設計・施工については、焼却施設のプラント設備の設計・施工を行う企業が統括的責任を負うものとする。
- (4) 同一企業が複数の業務を兼ねて実施することは可能とする。
- (5) 構成企業のうち、1者以上は、次に掲げる条件を全て有する者であること。
 - ①三木市建設工事競争入札参加資格（令和7・8年度）を有する者で、対象工事の種類が建築一式工事又は土木一式工事の認定を受けており、その等級がA等級又はB等級であること。
 - ②建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に基づく建築一式工事の特定建設業の許可を受けた本店を三木市内に有する者であること。
- (6) 応募者は、応募に際して、構成企業のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。
- (7) 同一の企業が複数の業務を兼ねて実施することは、可能である。
- (8) 構成企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りでない。
- (9) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

2.2 応募者の参加資格要件

2.2.1 共通の参加資格要件

応募者（企業グループにあってはその構成員）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する入札参加資格制限を受けていない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から落札決定の日までにおいて、三木市の指名停止期間中でないこと。
- (4) 本事業に係る発注支援業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において次に掲げる事項に該当しないものであること。
 - ① 本事業に係る発注支援業務の受託者である復建調査設計株式会社及び同協力企業（株式会社日本総合研究所及び森・濱田松本法律事務所）
 - ② 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
 - ③ 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
- (5) 本施設の設計・施工を担当する企業が共同企業体の場合の代表者は、共同企業体を構成する企業のうち中心的役割を担う者とする。

2.2.2 焼却施設のプラント設備の設計・施工を行う企業に関する参加資格要件

- (1) 建設業法第 3 条第 1 項に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有し、かつ、三木市建設工事競争入札参加資格者名簿（令和 7・8 年度）に登録されていること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の建設工事に関して、地方自治体（一部事務組合を含む）から元請人として次の①と②の納入実績を同一施設で有すること（いずれも平成 14 年 12 月以降に竣工した施設の実績であること）。
 - ① 施設規模が 60t/日以上焼却施設
 - ② ボイラ・タービン式発電設備を備えた全連続式焼却施設
- (3) 本施設工事に關し、次に掲げる要件を全て満たす者を監理技術者として専任で配置できること（建設業法第 7 条第 2 項に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本施設工事の技術者として配置できない。）。
 - ① 清掃施設工事について建設業法に規定する技術者
 - ② 直接かつ連続して 3 か月以上の雇用関係を有する者

- (4) 監理技術者について、清掃施設工事に係る監理技術者資格証を有する者であること。なお、資格証の交付（更新を含む。）を受けた者は、過去に受講した監理技術者講習修了証を併せて有すること。

2.2.3 メタン発酵施設の設計・施工を行う企業に関する参加資格要件

- (1) 建設業法第3条第1項に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有し、かつ、三木市建設工事競争入札参加資格者名簿（令和7・8年度）に登録されていること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の建設工事に関して、本事業で提案する方式と同じ方式のメタン発酵施設の納入実績を有すること。

2.2.4 土木・建築物等の設計・施工を行う企業に関する参加資格要件

本施設の建築物の設計・施工を行う企業のうち、少なくとも1社が以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 建設業法第3条第1項に規定する建築工事に係る特定建設業の許可を有し、かつ、三木市建設工事競争入札参加資格者名簿（令和7・8年度）に登録されていること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

2.2.5 焼却施設の運転及び維持管理を行う企業に関する参加資格要件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設に関して、全連続式焼却炉及び廃棄物発電設備（ボイラ・タービン方式）を備えた焼却施設の運転管理実績を有すること。

第3節 民間事業者の審査及び選定

次の落札者選定基準及び選定方法に従い、民間事業者を選定する。

3.1 委員会の設置

市は、落札者を公正かつ公平に選定するため、三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員は、次のとおりである。

- ・三木市副市長
- ・三木市総合政策部長
- ・三木市市民生活部長
- ・三木市都市整備部長
- ・学識経験者（2名）

なお、応募者及びこの関係者が落札者決定前までに委員会の委員に対し、当該落札者選定に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は、失格とする。

3.2 落札者選定基準

事業者選定の基準は、おおむね次のとおりを予定している。なお、評価項目等の詳細は、募集要項に示す。

- (1) 非価格要素
- (2) 価格要素

3.3 落札者審査方法

落札者の審査及び選定は、次の手順で行う。各段階の審査に関しては、委員会において審査及び評価を行うものとし、その結果を受けて、市長が落札者を決定する。なお、評価方法等の詳細は、募集要項において示す。

3.3.1 資格審査

市は、応募者から提出された資格審査申請書類等により、「第2章 第2節 2.2 応募者の参加資格要件」に照らした資格審査を行う。

3.3.2 競争的対話

資格審査を通過したものを対象に、競争的対話を行う。

3.3.3 本審査

(1) 基礎審査

基礎審査は、応募者から提出された技術提案書等（技術提案書、非価格要素提案書及び事業計画書）のうち、技術提案書が技術的観点から見て要求水準書を満足するものであること等の確認を行う。

これらを満たすことが確認された応募者のみ、次段階の非価格要素審査及び価格要素審査に進むものとする。

(2) 非価格要素審査及び価格要素審査

非価格要素審査では、応募者の提案内容について「第2章 第3節 3.2 落札者選定基準」に沿った審査及び評価を行う。審査及び評価に当たっては応募者へのヒアリングを実施する。また、非価格要素審査の基準や審査及び評価の方法については、募集要項において示す。

価格要素審査では、入札書に記載の金額が予定価格以下である場合に合格とする。価格の審査及び評価の方法については、募集要項において示す。

3.3.4 総合評価

総合評価では、非価格要素審査と価格要素審査に基づく総合的な評価を実施し、落札者を決定する。なお、総合評価の方法等については、募集要項において示す。

3.4 審査結果の公表

市は、委員会の報告を受けて落札者を決定し、その結果を市ホームページで公表する。

第4節 応募に係る提出書類

応募者は、応募書類として次の書類を提出する。なお、提出書類の詳細については、募集要項において示す。

4.1 資格審査申請時の提出書類

- (1) 資格審査申請書類
- (2) 入札参加資格確認資料

4.2 本審査時の提出書類

- (1) 技術提案書
- (2) 非価格要素提案書
- (3) 事業計画書
- (4) 入札書

第5節 落札者決定後の手続

5.1 基本協定の締結

市は、落札者決定後速やかに、落札者と本事業開始のための基本的事項に係る協議を行い、基本協定を締結する。

5.2 交付金申請手続への協力

民間事業者は、市が行う交付金の申請手続等に協力すると共に、当該交付金交付要綱等に適合するように本施設的设计・施工業務及び関連資料の作成を行う。

第6節 提出書類の取扱い・著作権

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。また、市に提出された資料は、三木市情報公開条例等の法令に基づき、公開されることがある。

なお、契約に至らなかった応募者の提出書類については、本事業者選定の目的以外には使用しないが、返却はしない。

第7節 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

第1節 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の募集要項に示す本施設の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・施工業務及び運営業務を行う。

第2節 リスク分担及びその考え方

2.1 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、そのリスクを最も良く管理できる者が当該リスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。設計・施工業務及び運営業務等に伴うリスクは、原則として建設工事請負事業者又は運営事業者等のいずれかが負担するものとする。ただし、民間事業者が負うことが適当でない部分については、市がリスクを負うものとする。

2.2 想定されるリスクの分担

市と民間事業者のリスク分担は、原則として添付資料3の事業に係るリスク分担（案）によるものとする。

2.3 市による事業の実施状況の監視

市は、民間事業者が本事業で実施する設計・施工業務及び運営業務について、モニタリングを行う。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

第1節 施設の立地条件

1.1 事業用地

兵庫県三木市加佐地内（三木市清掃センター隣接地）

1.2 予定敷地面積

約 3.1ha

1.3 都市計画等に関する事項

- | | | |
|------------|---|--|
| (1) 都市計画区域 | : | 区域内 |
| (2) 都市計画決定 | : | 今後、都市計画決定予定 |
| (3) 防火地域 | : | 指定なし |
| (4) 高度地区 | : | 指定なし |
| (5) 建ぺい率 | : | 60% |
| (6) 容積率 | : | 200% |
| (7) 緑地面積率等 | : | 事業計画地の面積に対して 25%以上 |
| (8) その他 | : | プラント排水は排水処理設備で処理後、必要分は施設内循環利用し、余剰水は三木市公共下水道へ放流 |

1.4 地形、地質等

地質調査結果については、要求水準書（案）を確認すること。

1.5 その他

事業用地の周辺道路、敷地状況、周辺概要等については、要求水準書を確認すること。

第2節 計画処理量

2.1 焼却施設

16,956t/年（災害廃棄物を除く）

2.2 リサイクル施設

あらごみ（2,341t/年）、ペットボトル（71t/年）、紙パック（5t/年）、古紙（116t/年）、蛍光灯（3t/年）、乾電池（9t/年）

第5章 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

特定事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、市と民間事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。

また、契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

運営事業者は、本施設が供用開始された後、運営業務委託契約に規定される条件に基づいて、令和34年3月31日まで施設の運営を継続する必要がある。

このため、運営業務委託契約には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合（運営事業者の経営破綻、その懸念が生じた場合等）の責任の所在を明文化するとともに、その規定に従い対応する。

特に、運営事業者がその責めに帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、当該事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、市は、当該事業者に一定の回復期間を与えて、当該事業者の事業遂行能力の回復を待つものとする。

ただし、公共サービスに重大な遅延等が懸念される場合又は当該事業者の事業遂行能力の回復が不能であると判断される場合には、市は、当該事業者との当該契約を解除し、新たな企業又は企業グループを選定する。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

第1節 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して、法制上及び税制上の優遇措置等は、現時点ではない。

第2節 財政上及び金融上の支援等に関する事項

民間事業者に対して、財政上及び金融上の支援等はない。

なお、本施設の整備については、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用する。

第3節 その他の支援に関する事項

本事業の実施に必要な許認可に関し、市は、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、市と民間事業者で協議により対応策を検討する。

第8章 その他特定事業の実施に関する必要事項

第1節 議会の議決

特定事業契約の締結に当たっては、三木市議会の議決を得るものとする。

第2節 留意事項

入札に当たっては、応募者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に応募手続を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合、市は、当該応募者を応募手続に参加させず、又は応募手続の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

ただし、本事業は都市計画決定を前提としたものであり、都市計画決定されなかった場合は、応募手続を延期又は中止することがある。

第3節 実施方針・要求水準書（案）に関する問い合わせ

3.1 実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問の受付

本実施方針及び実施方針と同時に公表される要求水準書（案）に関する意見・質問がある場合は、添付資料4の「三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問書」を電子メールで、令和8年3月13日までに提出すること。なお、電子メール以外での問合せには応じないので留意すること。

3.2 実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答

意見・質問書に対する回答は、令和8年4月3日までに回答する。なお、提出のあった意見・質問に関しては、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、全ての意見・質問について回答するとは限らないものとする。

3.3 実施方針・要求水準書（案）の変更

実施方針・要求水準書（案）の公表後、意見・質問を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針・要求水準書（案）の内容を見直し、変更することがある。

3.4 問い合わせ先

本実施方針・要求水準書（案）に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

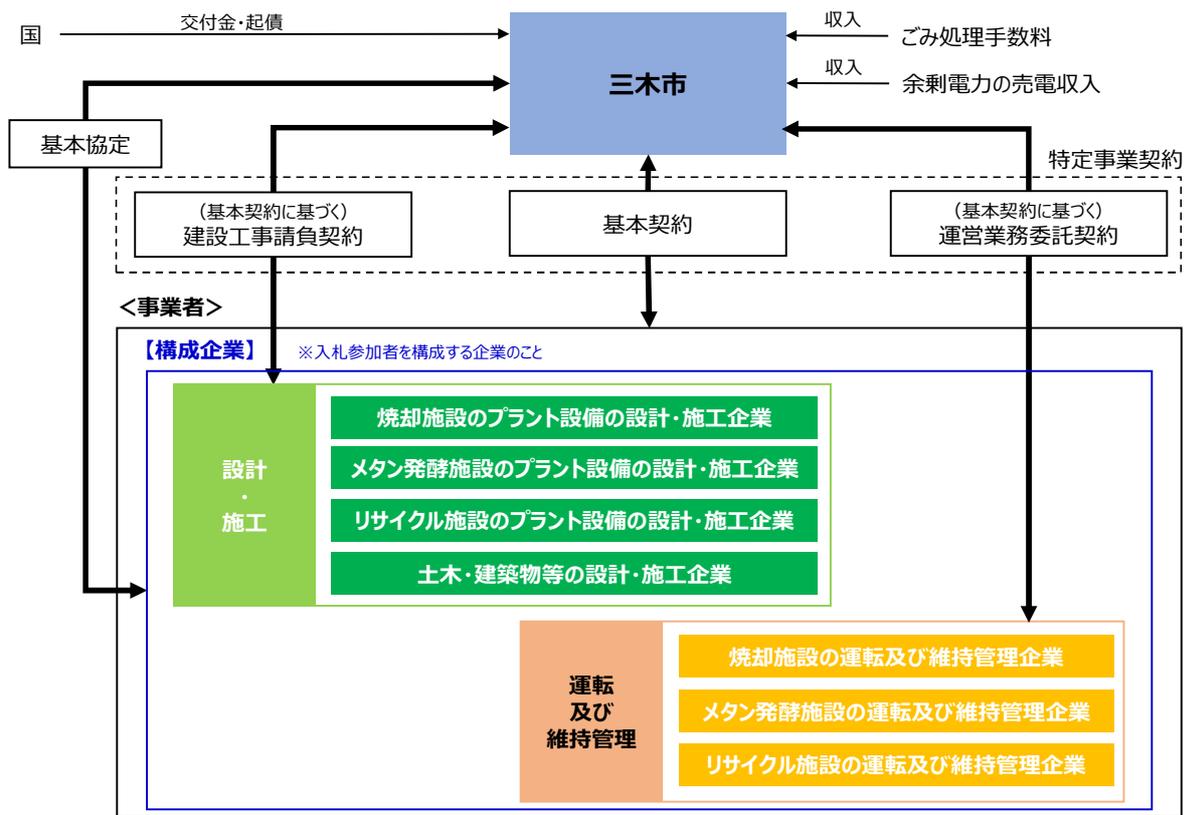
担当部局	三木市市民生活部環境政策課
郵便番号	〒673-0492
住 所	兵庫県三木市上の丸町10番30号
電 話	0794-82-2000（代表）
F A X	0794-82-9792
電子メール	kankyoseisaku@city.miki.lg.jp

添付資料 1 : 事業計画地の位置 (広域)





添付資料2 : 契約形態



【応募者の組成】

本事業への参画を希望する企業は、入札公告を受け、企業グループを結成し、入札に参加。

【基本協定】

落札者決定後、市と落札応募者の連名により締結。

【基本契約】

基本協定に基づき、市、構成企業及び運営事業者の連名により締結する。

【建設工事請負契約】

建設工事請負契約は、基本契約に基づき、市と建設工事請負事業者（単独又は共同企業体）間で締結。

【運営業務委託契約】

運営業務契約は、基本契約に基づき、市と運営事業者間で締結。

添付資料3 : 事業に係るリスク分担 (案)

期間	リスク項目	内容	分担	
			市	事業者
全期間	契約締結	入札書類の不備により契約が締結できない等のリスク	○	
		議会を含む市の事由により契約が締結できない、契約締結までに期間を要する等のリスク	○	
		事業者の事由により契約が締結できない、契約締結までに期間を要する等のリスク	○	
	制度・法令変更	本事業に係る関係法令・許認可の新設・変更等に係るリスク	○	
		本事業のみならず広く一般に適用される関係法令・許認可の新設・変更等に係るリスク		○
	税制変更	事業者の利益に課せられる税制度の変更（例：法人税率等の変更）、新税の設立に伴うリスク		○
		上記以外の税制度の変更、新税の設立に伴うリスク	○	
	政治	政策方針の変更、管理者の交代、議会未決・未承認などによる操業中止、コスト増大リスク	○	
	許認可取得	事業者が取得すべき許認可の遅延リスク		○
		市が取得すべき許認可の遅延リスク	○	○※1
	第三者賠償	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等に対する賠償リスク		○
		上記以外の市の帰責事由により発生する事故等に対する賠償リスク	○	
	住民対応	事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		○
		住民対応に伴う工事遅延・仕様アップ・管理強化による操業停止・コスト増大のリスク	○	
	環境保全	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動・悪臭等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク		○
	債務不履行	事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行リスク		○
		市の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行リスク	○	
	物価変動	インフレ/デフレ（物価変動）に係る費用変動リスク（一定の範囲内）		○
インフレ/デフレ（物価変動）に係る費用変動リスク（一定の範囲を超えた部分）		○		
不可抗力	不可抗力により生じる費用増加又は損害、修復のため事業実施に遅延、中止等が生じるリスク	○	○※2	

※1 事業者が作成する資料の不備等により、市が取得すべき許認可手続き等の遅延が発生した場合

※2 一定の範囲に限る

期間	リスク項目	内容	分担	
			市	事業者
全期間	交付金等	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク又は事業者の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク		○
		その他の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク又はその他の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク	○	
設計段階	測量・地質調査等	事業者が実施した測量・地質等の現地調査の不備に伴う計画・仕様変更等のリスク		○
		市が実施した測量・地質等の現地調査に関する情報提供に伴う計画・仕様変更等のリスク	○	
	設計	事業者の提案内容の不備や設計ミス等による設計変更によるコスト増大・計画遅延リスク		○
		市の提示条件、指示の不備、市の要求に基づいた変更によるコスト増大・計画遅延リスク	○	
	工事着工遅延	事業者の事由による工事着工遅延リスク		○
市の事由による工事着工遅延リスク		○		
建設段階	用地	入札書類などから予見できない事業用地の土壌汚染・埋蔵物等によるコスト増大リスク	○	
	工事遅延	資材調達、人員確保、工程管理等の事業者の事由による工事遅延リスク		○
		事業者が実施した工事に係る事故に起因する工事遅延リスク		○
		経済情勢等の影響に起因する資材・部品の調達・納入遅延による工事遅延リスク（事業者には責がない場合）	○	
		市の事由による工事遅延リスク	○	
	工事費増大	事業者の事由による工事費等の増大リスク		○
		市の提示条件の不備及び指示による工事工程、工事方法の変更による工事費増大リスク	○	
試運転・引渡性能試験	試運転・引渡性能試験の結果、契約で規定した要求水準未達によるコスト増大、遅延リスク		○	
	試運転・引渡性能試験に要する処理対象物の供給等のリスク	○		
運営段階	処理対象物の量・性状	処理対象物の量・性状が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のコスト変動リスク（一定範囲以上）	○	
		処理対象物の量・性状が契約で規定した範囲を逸脱した場合のコスト変動リスク（一定範囲以内）		○
		災害廃棄物によりごみ量・ごみ質が変動したときのコスト増大リスク	○	

期間	リスク項目	内容	分担	
			市	事業者
運営段階	性能未達	施設が契約に規定する仕様、性能など要求水準の達成に不適合な場合、施工不良で改修が必要となった場合のコスト増大リスクと外部への処理委託リスク (市の条件変更等により性能未達が発生した場合)	○	
		施設が契約に規定する仕様、性能など要求水準の達成に不適合な場合、施工不良で改修が必要となった場合のコスト増大リスクと外部への処理委託リスク (上記以外)		○
	運営コスト・ 運転停止	設備機器の運営・維持管理の基準未達によるコスト増大、運転停止リスク		○
		処理対象物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク (事業者の善良なる管理者の注意義務違反の場合)		○
		処理対象物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク (事業者の善良なる管理者の注意義務を持っても排除できない場合)	○	
		その他の運営不備によるコスト増大、運転停止リスク (市の条件変更等により運営費の増加や運転停止が発生した場合)	○	
		その他の運営不備によるコスト増大、運転停止リスク (上記以外)		○
	電力に関する リスク	売電量の変動に関するリスク (計画からの売電量変動の帰責事由が、処理対象物の量・性状が契約で規定した範囲を逸脱したことによる場合)		○
		売電量の変動に関するリスク (計画からの売電量変動の帰責事由が、処理対象物の量・性状が契約で規定した範囲を逸脱したことによる場合以外)		○
	用役設備の不備	用役設備の事故・故障による経費増大、運転停止リスク (事業者の責による場合)		○
		用役設備の事故・故障による経費増大、運転停止リスク (事業者の責によらない場合)	○	
	技術革新	新技術採用に係るコスト		○
	施設破損	事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク	○※	○
		施設・設備の老朽化・劣化、運営不備、警備不備による第三者の行為等に起因する施設破損等のリスク	○※	○
		ごみ収集車・搬入車等による施設破損等のリスク	○	
利用者	見学者など施設利用者の事故に対するリスク (事業者の責に起因する事故が発生した場合)		○	
	見学者など施設利用者の事故に対するリスク (事業者の責によらない事故が発生した場合)	○		
事業終了 段階	施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保		○

※ 事業者に帰責事由がないことを事業者自らが合理的に立証し、市がそれを認めた場合

添付資料 4 : 実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問書

実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問は、別添ファイル（Microsoft Excel）の「実施方針に関する意見・質問書」に記入の上、提出すること。

「実施方針に関する意見・質問書」

会社名			
所在地			
所属			
質問者氏名			
連絡先	電話		電子メール

No	質問事項	頁	実施方針中の対応頁及び対応部分						質問内容
			章	節	項	目	細目		
例	敷地造成工事について	4	1	2	1	(2)			...
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									